

■原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の手続きに必要なもの

本人確認書類と申請内容に応じて必要書類をご準備ください。

・本人確認書類について

1点で足りるもの…マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど、公的機関が発行した写真付き証明書

2点必要があるもの…介護保険証、年金手帳など、公的機関が発行した顔写真書類がついていない証明書

・必要書類について

届け出の種類		必要なもの		1	2	3	4	5	6	7	8
		販売証明書	(市町村発行) 廃車証明書	譲渡証明書	標識交付証明書	ナンバープレート	車情報(車名・車台番号・ 排気量の分かるもの)	軽自動車税廃車申告書兼標識 返納書※2	軽自動車消滅申告書※2		
登録	販売店で購入した時		●						●		
	市外からの転入	廃車手続き済		●							
		未廃車				●	●				
譲渡	廃車済の車両を譲渡された時				●				●		
	廃車をしていない車両(北上市ナンバー)を譲り受けた時				●	●	※1				
	廃車をしていない車両(北上市ナンバー以外)を譲り受けた時※3				●	●	●				
廃車	廃車した時					●	●				
	北上市外へ転出した時					●	●				
その他	北上市内で住所変更した時		住所異動の手続きをすれば、自動的に住所変更されるため手続き不要です。								

※1 同一世帯での譲渡の場合は不要

※2 申請書様式は「軽自動車/登録・廃車の手続き」ページ内にある「関連書類のダウンロード」からダウンロードできます。

※3 原則として、譲渡の際は、旧所有者に廃車の手続きをしてもらってから登録の手続きにお越しくください。